## 福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求権に関する

## 消滅時効援用についての意見書

1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因して発生した福島第一原子力 発電所の事故により、事故から約1年9か月が経過した平成24年12月5日現在でも、 群馬県内だけでも1828名の被害者が避難生活を余儀なくされているほか、全国的に 十万人単位での避難が今なお続いている。

不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、民法724条前段により、被害者が 損害及び加害者を知ったときから3年とされており、原子力損害の賠償に関する法律第 3条に基づく損害賠償請求権の消滅時効も、これと同様に解されているところであるが、 事故から2年近く経過した現在においても、事故の全容すら明らかになっておらず、被 害者への損害賠償も、遅々として進んでいない。

このような状況を受けて、報道によれば、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)下河邉和彦会長及び広瀬直己社長は、平成25年1月10日及び11日、消滅時効は援用しない旨公言したとのことである。これは、原発事故の被害者らの消滅時効に関する不安を和らげるものとして、一定の評価ができる。

しかしながら、そのわずか数日後である1月16日、一部報道機関が、東京電力と原子力損害賠償支援機構(以下「支援機構」という。)が、損害賠償請求権の消滅時効を、被害者が請求に必要な書類を東京電力から受領した日から3年間とする方針を決め(以下「本件決定」という。)、同月15日に原子力損害賠償支援機構法(以下「機構法」という。)第46条第1項に基づいて主務大臣に認定を申請した特別事業計画の変更内容に盛り込んだと報じている。

仮に、一部報道機関の上記報道内容が真実であり、東京電力が時効の援用権限(援用の利益)を一律に放棄するのではなく、請求書の受領等を消滅時効の起算点とする運用を行うのであれば、本件決定は、著しく正義に反するとともに、代表者の発言をわずか数日で反故にする東京電力に対する被害者らの不安を一段と煽るものであり、到底許すことができない。

そして、本件決定は、以下に述べるとおり、機構法第45条第4項第1号「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施」という要件を充たさないというべきであり、主務大臣は、特別事業計画の変更の認定をすべきでない。

2 この度の原発事故の被害は、低線量被曝の人体への影響等、放射性物質による汚染という、科学的に対処法が解明されているとは言い難い態様によるものであるため、損害の範囲を把握することが極めて困難である。しかも、近時の報道により広く明るみに出た手抜き除染問題にかんがみると、そもそも除染の実現性に対してさえ疑念が生じてきているところであって、損害の全体像を把握することが一段と困難さを増していると言わざるを得ない。

このような損害の賠償に関して3年間の消滅時効を持ち出すことは、被害者に対し、 自己の損害の全体像を把握できていない中での解決を迫るものである。本件決定は、起 算点を請求資料の受領時に動かすことで請求可能期間を若干長期化するものであるが、 この程度の技巧的な対応で、正義の要請に応えられるとは到底言えない。

- 3 原子力損害の適正かつ早期賠償をめざすために設置された原子力損害賠償紛争解決センターも、事件が滞留している関係で、和解までに半年以上の時間を要している案件が数多く存在している。同センターへの和解仲介申立てには時効の中断効がないため、同センターへの申立てをした被害者が、消滅時効完成を避けるため、別途訴訟を提起するなど駆け込みで行う手続が増え、精神的負担が増大することも予想される。
- 4 旧警戒区域や旧緊急時避難準備区域から避難されている方々の多くは、平成23年秋 ころには第1回の請求書を受領しているものと推測されるところ、その時点から3年間 が経過したら消滅時効を援用するというのであれば、消滅時効による失権の時期が半年 程度先延ばしにされるだけであり、現実問題として、被害者の救済にはさしたる効果が ない。
- 5 「請求に必要な書類を受け取った日から3年間」で東京電力が消滅時効を援用するという趣旨が、もし「当該請求書類の予定している損害の範囲についてのみ消滅時効を援用する」というものであるとすれば、そのような、損害の一部についてのみ消滅時効を援用することが法的に許されるかという新たな難問を生む。

従来,消滅時効の援用は,請求権そのものを消滅させる法的効果を生ずるものであり, 損害の一部についてのみ請求権を消滅させるという法的効果を予定していない。そのような法理論を無視した決定だとすれば,「法による支配」を無視した極めて恣意的な決定であると言わざるを得ない。

- 6 さらに、本件決定は、「請求書類の受領時期はいつであったか」というこれまでには なかった争点を生み、被害者の間に新たな混乱の種を撒くようなものである。 被害者がこれらの混乱を避けるためには、結局、平成26年3月までに提訴すること
- によって時効を中断させなければならないのであり、全く何の解決にもならない。 7 以上のとおり、本件決定は、この度の原発事故に関する消滅時効の問題を何ら解決す
- るものではなく、返って被害者の不安を増長させ、新たな混乱の火種を作るものであると言わざるを得ず、機構法第45条第4項第1号「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な 実施」という要件を充たさないことは明白である。

よって、仮に、本件決定が一部報道機関により報じられたとおりのものであるならば、 東京電力と支援機構は、速やかに本件決定を撤回するべきであるし、主務大臣も、特別 事業計画の変更の認定をすべきでない。

東京電力及び国は、本年1月10日及び11日の東京電力代表者らの発言に沿った内容で適切な措置を講ずるよう強く要請する。

以上

平成25年1月22日 群馬弁護士会会長 石 原 栄 一